



保 医 発 第 4 7 号

平 成 1 3 年 2 月 2 6 日

地 方 社 会 保 険 事 務 局 長 殿
都 道 府 県 民 生 主 管 部 (局)
国 民 健 康 保 険 主 管 課 (部) 長 殿
都 道 府 県 老 人 医 療 主 管 部 (局)
老 人 医 療 主 管 課 (部) 長 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 医 療 課 長

医 療 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 の 施 行 に 伴 う 関 係 省 令 、 告 示 及 び 通 知 の 改 正 に つ い て

医 療 法 等 の 一 部 を 改 正 す る 法 律 (平 成 1 2 年 法 律 第 1 4 1 号) に つ い て は 、 平 成 1 2 年 1 2 月 6 日 に 公 布 さ れ 、 そ の 一 部 が 本 年 3 月 1 日 か ら 施 行 さ れ る こ と と さ れ た と こ ろ で あ る が 、 こ れ に 伴 い 、 医 療 法 施 行 令 等 の 一 部 を 改 正 す る 省 令 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 令 第 8 号) に よ り 保 険 医 療 機 関 及 び 保 険 薬 局 の 指 定 並 び に 特 定 承 認 保 険 医 療 機 関 の 承 認 並 び に 保 険 医 及 び 保 険 薬 剤 師 の 登 録 に 関 す る 省 令 (昭 和 3 2 年 厚 生 省 令 第 1 3 号) の 一 部 が 改 正 さ れ た ほ か 、 老 人 保 健 法 の 規 定 に よ る 医 療 並 び に 入 院 時 食 事 療 養 費 及 び 特 定 療 養 費 に 係 る 療 養 の 取 扱 い 及 び 担 当 に 関 す る 基 準 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 4 3 号) 、 健 康 保 険 法 の 規 定 に よ る 療 養 に 要 す る 費 用 の 額 の 算 定 方 法 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 4 4 号) 、 老 人 保 健 法 の 規 定 に よ る 医 療 に 要 す る 費 用 の 額 の 算 定 に 関 す る 基 準 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 4 5 号) 、 健 康 保 険 法 第 4 3 条 ノ 3 第 4 項 第 1 号 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 の 定 め る 基 準 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 4 6 号) 、 健 康 保 険 法 第 4 3 条 ノ 3 第 4 項 第 2 号 に 規 定 す る 厚 生 労 働 大 臣 の 定 め る 病 床 の 数 の 算 定 方 法 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 4 7 号) 、 基 本 診 療 料 の 施 設 基 準 等 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 4 8 号) 、 厚 生 労 働 大 臣 の 定 め る 入 院 患 者 数 の 基 準 、 医 師 等 の 員 数 の 基 準 及 び 入 院 基 本 料 の 算 定 方 法 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 4 9 号) 、 複 合 病 棟 に 関 す る 基 準 等 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 5 0 号) 、 厚 生 労 働 大 臣 の 定 め る 入 院 患 者 数 の 基 準 、 医 師 等 の 員 数 の 基 準 及 び 老 人 入 院 基 本 料 等 の 算 定 方 法 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 5 1 号) 、 厚 生 労 働 大 臣 ノ 定 ム ル 療 養 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 5 2 号) 、 要 介 護 被 保 険 者 等 で あ る 患 者 に つ い て 療 養 に 要 す る 費 用 の 額 を 算 定 で き る 場 合 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 5 3 号) 、 厚 生 労 働 大 臣 が 定 め る 療 養 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 5 4 号) 及 び 要 介 護 被 保 険 者 等 で あ る 患 者 に つ い て 医 療 に 要 す る 費 用 の 額 を 算 定 で き る 場 合 の 一 部 を 改 正 す る 件 (平 成 1 3 年 厚 生 労 働 省 告 示 第 5 5 号) が 公 布 さ れ 、 本 年 3 月 1 日 よ り 適 用 さ れ る こ と と な っ た と こ ろ で あ る 。 こ れ ら の 改 正 の 内 容 は

下記のとおりであるので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

また、これに伴い、関連する通知を下記のとおり改正し、平成13年3月1日より適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し周知徹底を図られたい。

記

第1 関連省令の一部改正

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令の一部改正

1 改正の内容

医療法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、「療養型病床群」が「療養病床」に改正されたことに伴い、様式第1号（指定（承認）申請書）及び様式第1号の2（指定（承認）変更申請書）中「療養型病床群」を「療養病床」に改正するなど所要の改正を行ったこと。

2 経過措置

改正法附則第2条第3項第4号に規定する経過的旧その他の病床を有する病院に係る保険医療機関の指定の申請及び特定承認保険医療機関の承認の申請並びに保険医療機関の指定の変更の申請及び特定承認保険医療機関の承認の変更の申請については、様式第1号及び様式第1号の2に「経過的旧その他の病床」及び「経過的旧療養型病床群」に係る病床数を記載することとするなど所要の措置を講じたこと。

3 その他

改正法の施行により、改正法による改正前の医療法（以下「旧医療法」という。）の「その他の病床」は「経過的旧その他の病床」として、「療養型病床群」は「経過的旧療養型病床群」として改正法による改正後の医療法（以下「新医療法」という。）の許可を受けたものとみなされることとなるが、当該病床の種別の変更については、保険医療機関の指定の変更の申請又は特定承認保険医療機関の承認の変更の申請は要しないものであること。また、「経過的旧その他の病床」から「一般病床」への変更、「経過的旧療養型病床群」から「療養病床」への変更についても同様であること。

第2 関連告示の改正

1 老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準の一部改正

改正法により、「患者の収容施設」が「患者を入院させるための施設」に改正されたことに伴い、同様の改正を行うなど所要の改正を行ったこと。

2 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法の一部改正

(1) 改正の内容

改正法により、「療養型病床群」が「療養病床」に改正されたこと等に伴い、「療養型病床

群」を「療養病床」に改正するなど所要の改正を行ったこと。

(2) 経過措置

平成15年8月31日までの間は、療養病床には、改正法附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群が含まれるものとしたこと。

(3) その他

今回の改正により、療養病棟入院基本料等の算定要件が形式的に改正されることとなるが、今般の改正に係る診療報酬を現に算定している病棟等が、引き続き改正後の診療報酬を算定する場合（療養病棟入院基本料1を算定している病棟が引き続き療養病棟入院基本料1を算定する場合など）には、新たな届出は要しないものであること。

3 老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準の一部改正

(1) 改正の内容

改正法により、「療養型病床群」が「療養病床」に改正されたこと等に伴い、「療養型病床群」を「療養病床」に改正するなど所要の改正を行ったこと。

(2) 経過措置

改正法により、特例許可制度が廃止されたが、当分の間、老人病棟には、主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として旧医療法第21条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可を受けた病棟が含まれるものとしたこと。

(3) その他

今回の改正により、老人有床診療所入院基本料等の算定要件が形式的に改正されることとなるが、今般の改正に係る診療報酬を現に算定している病棟等が、引き続き改正後の診療報酬を算定する場合（老人有床診療所療養病床入院基本料を算定している病棟が引き続き老人有床診療所療養病床入院基本料を算定する場合など）には、新たな届出は要しないものであること。

4 健康保険法第43条ノ3第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準の一部改正

改正法及び医療法施行規則等の一部を改正する省令により、特例許可制度等が廃止されるとともに、従業者の員数の標準が改正されたことに伴い、所要の改正を行ったこと。なお、改正後も医療法で定める従業者の員数の標準の100分の50を基準としており、改正の前後で実質的な要件に変更はないものであること。

5 健康保険法第43条ノ3第4項第2号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法の一部改正

(1) 改正の内容

旧医療法に基づく医療計画において病床の種類別に定められていた必要病床数（新医療法においては基準病床数）が、新医療法に基づく医療計画においては病床の種類別に定められなくなったことに伴い、厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法について、精神病床、感染症病床及び結核病床については、それぞれの病床に係る基準病床数と、療養病床及び一般病床については療養病床及び一般病床に係る基準病床数と関連させることとしたこと。

(2) 経過措置

平成15年8月31日までの間は、改正法附則第2条第3項第4号に規定する経過的旧その他の病床が存在するため、当該病床に係る厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法を定める

等所要の措置を講じたこと。

6 基本診療料の施設基準等の一部改正

(1) 改正の内容

改正法により、「療養型病床群」が「療養病床」に改正されたこと等に伴い、「療養型病床群」を「療養病床」に改正するなど所要の改正を行ったこと。

(2) 経過措置

平成15年8月31日までの間は、療養病床には、改正法附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群が含まれるものとしたこと。また、当分の間、主として老人慢性疾患の患者を入院させる病室を有する病院として旧医療法第21条第1項ただし書の規定に基づく都道府県知事の許可若しくは医療法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の医療法施行規則第43条第2項の規定に基づく厚生労働大臣の承認を受けた病院の当該許可又は承認に係る特例許可病棟は、老人病棟入院基本料の施設基準の通則の要件を満たすものとしたこと。

7 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び入院基本料の算定方法の一部改正

改正法及び医療法施行規則等の一部を改正する省令により、特例許可制度等が廃止されるとともに、従業者の員数の基準が改正されたこと等に伴い所要の改正を行ったこと。なお、改正後も医療法で定める従業者の員数の基準を基準としており、改正の前後で実質的な要件に変更はないものであること。

8 複合病棟に関する基準等の一部改正

(1) 改正の内容

改正法により、「療養型病床群」が「療養病床」に改正されたこと等に伴い、「療養型病床群」を「療養病床」に改正するなど所要の改正を行ったこと。

(2) 経過措置

平成15年8月31日までの間は、療養病床には、改正法附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群が含まれるものとしたこと。

9 厚生労働大臣の定める入院患者数の基準、医師等の員数の基準及び老人入院基本料等の算定方法の一部改正

改正法及び医療法施行規則等の一部を改正する省令により、特例許可制度等が廃止されるとともに、従業者の員数の基準が改正されたこと等に伴い所要の改正を行ったこと。なお、改正後も医療法で定める従業者の員数の基準を基準としており、改正の前後で実質的な要件に変更はないものであること。

10 厚生労働大臣ノ定ムル療養の一部改正

改正法により、「療養型病床群等」が「療養病床等」に改正されたこと等に伴い、同様の改正を行ったこと。

11 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合の一部改正

改正法により、「療養型病床群」が「療養病床」に改正されたこと等に伴い、「療養型病床群」を「療養病床」に改正するなど所要の改正を行ったこと。

1 2 厚生労働大臣が定める療養の一部改正

改正法により、「療養型病床群等」が「療養病床等」に改正されたこと等に伴い、同様の改正を行ったこと。

1 3 要介護被保険者等である患者について医療に要する費用の額を算定できる場合の一部改正

改正法により、「療養型病床群」が「療養病床」に改正されたこと等に伴い、「療養型病床群」を「療養病床」に改正するなど所要の改正を行ったこと。

第3 関連通知の改正

1 「診療報酬請求書等の記載要領等について」の一部改正

「診療報酬請求書等の記載要領等について」（昭和51年8月7日保険発第82号）を次のように改正する。

別紙1のⅡの第3の2の(1)及び(2)のエの(イ)中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別紙1のⅤ中「しないものとする。」の下に「また、平成15年8月31日までの間は、Ⅱの第3の2の(1)中「療養病床」とあるのは「療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。）」を加える。

2 「入院時食事療養の新設に伴う実施上の留意事項について」の一部改正

「入院時食事療養の新設に伴う実施上の留意事項について」（平成6年8月5日保険発第104号）の一部を次のように改正する。

4の(3)中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

3 「老人病棟等の報告について」の一部改正

「老人病棟等の報告について」（平成10年4月20日老健第80号）の一部を次のように改正する。

別紙第1表及び第2表並びに記載要領第1の1から4まで並びに第2の1及び2中「収容比率」を「入院比率」に改める。

記載要領第2の7中「収容比率」を「入院比率」に、「収容定員」を「入院定員」に改める。

記載要領第2の8中「収容比率」を「入院比率」に改める。

4 「新診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について」の一部改正

「新診療報酬点数表（平成6年3月厚生省告示第54号）の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月17日保険発第28号）の一部を次のように改正する。

別添1第1章第2部第1節区分「A108 有床診療所入院基本料」の(1)及び区分「A109 有床診療所療養病床入院基本料」の(1)並びに別添1第1章第2部第2節区分「A223 診療所療養型

病床群療養環境加算」の区分名及び(1)中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別添1第2章第3部第1節第1款区分「D007 血液化学検査」の(23)中「収容施設」を「入院施設」に改める。

5 「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正

「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成12年3月17日保険発第29号・老健第51号)の一部を次のように改正する。

第2の6中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別添2の第1の5の(1)のエ及び(2)のイ中「収容患者」を「入院患者」に改める。

別添2の第2の5、別添2の第4の5及び別添3の第16(見出しを含む。)中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別添4の第8の1の(2)中「又は第19条の2第1項第1号」を削る。

別添6の様式6の[記載上の注意]の1中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同3を削り、同4を同3とし、同5及び同6を一つずつ繰り上げる。

別添6の様式20([記入上の注意]を除く。)中「診療床療養型病床群」を「診療所療養病床」に、「療養型病床群に係る病床」を「療養病床」に改める。

別添6の様式20の[記入上の注意]の1を削り、同2中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同2を同1とし、同3を同2とする。

6 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正

「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成12年3月17日保険発第30号)の一部を次のように改正する。

別添1の第7の2の(5)、第8の2の(6)中「収容施設」を「入院施設」に改める。

別添1の第20の1の(5)中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

別添2の様式9の[記入上の注意]の2及び様式10の[記入上の注意]の2中「収容施設」を「入院施設」に改める。

7 「厚生大臣の定める入院患者の基準、医師等の員数の基準及び入院基本料の算定方法について」の一部改正

「厚生大臣の定める入院患者の基準、医師等の員数の基準及び入院基本料の算定方法について」(平成12年3月17日保険発第31号)の一部を次のように改正する。

別紙2の3の(1)中「医療法施行規則第19条第1項第1号又は第19条の2第1項第1号に定める医師の員数(特例許可又は特例承認を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた医師の員数)」を「医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数」に改める。

別紙2の3の(2)中「医療法施行規則第19条第1項第2号又は第19条の2第1項第2号に定める歯科医師の員数」を「医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数」に改める。

別紙2の3の(3)中「医療法施行規則第19条第1項第4号又は第19条の2第1項第4号若しくは第5号に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数(特例許可又は特例承認を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた看護婦及び准看護婦

又は看護補助者の員数)」を「医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数」に改める。

別紙2に次のように加える。

4 経過措置

当分の間は、3(1)中「医師の員数」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条及び医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）附則第9条から第17条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数）」と、3(2)中「歯科医師の員数」とあるのは「歯科医師の員数（改正省令附則第9条から第17条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない歯科医師の員数）」と、3(3)中「看護補助者の員数」とあるのは「看護補助者の員数（改正省令附則第9条から第17条まで及び第20条の規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）」と読み替えて適用する。

8 「厚生大臣の定める入院患者の基準、医師等の員数の基準及び老人入院基本料等の算定方法について」の一部改正

「厚生大臣の定める入院患者の基準、医師等の員数の基準及び老人入院基本料等の算定方法について」（平成12年3月17日老健第53号）の一部を次のように改正する。

別紙2の3の(1)中「医療法施行規則第19条第1項第1号又は第19条の2第1項第1号に定める医師の員数（特例許可又は特例承認を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた医師の員数）」を「医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める医師の員数」に改める。

別紙2の3の(2)中「医療法施行規則第19条第1項第2号又は第19条の2第1項第2号に定める歯科医師の員数」を「医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める歯科医師の員数」に改める。

別紙2の3の(3)中「医療法施行規則第19条第1項第4号又は第19条の2第1項第4号若しくは第5号に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数（特例許可又は特例承認を受けた病院にあっては、それぞれ当該特例許可又は特例承認によって認められた看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数）」を「医療法第21条第1項第1号又は第22条の2第1号の規定により有しなければならない厚生労働省令に定める看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数」に改める。

別紙2に次のように加える。

4 経過措置

当分の間は、3(1)中「医師の員数」とあるのは「医師の員数（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第49条及び医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「改正省令」という。）附則第9条から第17条までの規定の適用を受ける病院にあっては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない医師の員数）」と、3(2)中「歯科医師の員数」とあるのは「歯科医師の員数（改正

省令附則第9条から第17条までの規定の適用を受ける病院にあつては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない歯科医師の員数」と、3(3)中「看護補助者の員数」とあるのは「看護補助者の員数(改正省令附則第9条から第17条まで及び第20条の規定の適用を受ける病院にあつては、これらの規定の適用を受ける間、それぞれこれらの規定により有しなければならない看護婦及び准看護婦又は看護補助者の員数)」と読み替えて適用する。

9 「複合病棟に関する基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の一部改正

「複合病棟に関する基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(平成12年3月17日保険発第32号・老健第57号)の一部を次のように改正する。

第1中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

第2の2中「医療法(昭和23年法律第205号)第21条第1項ただし書きの規定に基づき都道府県知事の許可を受けた病院及び同法施行規則第43条第2項の規定に基づき厚生大臣の承認を受けた病院以外の」を削り、「医療法第1条の5第3項に規定する療養型病床群」を「医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床」に、「医療療養型病床群」を「医療療養病床」に改める。

第2の3及び第3の1中「医療療養型病床群」を「医療療養病床」に改める。

第3の2中「医療療養型病床群」を「医療療養病床」に、「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

第4の3の(4)を同(5)とし、同(3)の次に次のように加える。

(4) 医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)による改正前の医療法第21条第1項ただし書の規定に基づき都道府県知事の許可を受けた病院及び医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号)による改正前の医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第43条第2項の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けた病院にあつては、同令第19条第1項第1号又は第19条の2第1項第1号に定める医師の員数に100分の80を乗じて得た数を超える員数の医師が配置されていない場合。

第5の次に第6として次のように加える。

第6 その他

平成15年8月31日までの間は、第1中「療養病床」とあるのは「療養病床(医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。)」と、第2の2中「一部に」とあるのは「一部に医療療養病床(」と、「以下単に「医療療養病床」という」とあるのは「)及び医療法等の一部を改正する法律附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群(介護保険法第48条第1項第3号に規定する都道府県知事の介護療養型施設としての指定に係るものを除く。)をいう。以下同じ」と、第3の2中「療養病床」とあるのは「療養病床(医療法等の一部を改正する法律附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。)」と読み替えるものとする。

10 「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正

「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する

事項等について」(平成12年3月31日保険発第55号・老企第56号・老健第80号)の一部を次のように改正する。

第3の1の①中「療養型病床群」を「療養病床」に「介護療養型病床群」を「介護療養病床」に、「医療療養型病床群」を「医療療養病床」に改める。

第3の1の②中「医療療養型病床群」を「医療療養病床」に、「介護療養型病床群」を「介護療養病床」に改める。

第3の1の③中「医療療養型病床群」を「医療療養病床」に、「介護療養型病床群」を「介護療養病床」に改める。

第3の1の④中「療養型病床群」を「療養病床」に改める。

第3の4の④中「介護療養型病床群」を「介護療養病床」に改める。

第4の次に第5として次のように加える。

第5 経過措置

平成15年8月31日までの間は、医療法等の一部を改正する法律(平成12年法律第141号)附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群は、本通知の適用については、療養病床とみなす。

別紙1中「介護療養型病床群等」を「介護療養病床等」に改める。

別添様式5の〔記載上の注意〕の1中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同2を削り、同3を同2とし、同4から同7までを一つずつ繰り上げる。

別添様式8〔記入上の注意〕を除く。)中「診療床療養型病床群」を「診療所療養病床」に、「療養型病床群に係る病床」を「療養病床」に改める。

別添様式8の〔記入上の注意〕の1を削り、同2中「療養型病床群」を「療養病床」に改め、同2を同1とし、同3を同2とする。

1.1 「老人看護等の報告について」の一部改正

「老人看護等の報告について」(平成12年6月30日老健第112号)の一部を次のように改正する。

別紙1及び第1の9の(1)中「収容比率」を「入院比率」に改める。

○ 診療報酬請求書等の記載要領等について（昭和51年8月7日 保険発第82号）

別紙1

診療報酬請求書等の記載要領

I 一般的事項（略）

II 診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第1及び第2（略）

第3 診療報酬明細書の記載要領（様式第2）

1 診療報酬明細書の記載要領に関する一般的事項

2 診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(1)～(11)（略）

(12) 「区分」欄について

当該患者が入院している病院又は病棟の種類に応じ、該当する文字を○で囲むこと。また、月の途中において病棟を移った場合は、そのすべてに○を付すこと。

なお、電子計算機の場合は、コードと名称又は次の略称を記載することとしても差し支えないこと。

01精神（精神病棟）、02結核（結核病棟）、03特例（特例許可病棟）、05老人（老人病棟）、07療養（療養病棟）、08複合（複合病棟）、09複療（複合病棟のうち療養型病床群療養病床に入院している場合）

(13)～(31)（略）

(32) 「入院」欄について

ア～ウ（略）

エ 「入院基本料・加算」の項について

(ア)（略）

(イ) 入院時医学管理加算、紹介外来加算、紹介外来特別加算、急性期病院加算、急性期特定病院加算、地域医療支援病院入院診療加算二、診療録管理体制加算、特殊疾患入院施設管理加算、看護配置加算、看護補助加算、夜間勤務等看護加算、特別看護加算、特別看護補助加算、療養環境加算、重症者等療養環境特別加算、療養病棟療養環境加算、診療所療養型病床群療養病床療養環境加算、重症皮膚潰瘍管理加算、精神科応急入院施設管理加算又は精神病棟入院時医学管理加算を算定した場合は、入院基本料種別欄に、（医管）、（紹外）、（紹外特）、（急性）、（急性特）、（地入診二）、（録管）、（特疾）、（看配）、（補三）（三対一看護補助加算）、（補四）（四対一看護補助加算）、（補五）（五対一看護補助加算）、（補六）（六対一看護補助加算）、（補一〇）（一〇対一看護補助加算）、（補一五）（一五対一看護補助加算）、（夜一a）（夜間勤務等看護加算一a）、（夜一b）（夜間勤務等看護加算一b）、（夜一c）（夜間勤務等看護加算一c）、（夜二a）（夜間勤務等看護加算二a）、（夜二b）（夜間勤務等看護加算二b）、（一付I）（一人付特別看護加算I）、（一付II）（一人付特別看護加算II）、（二付I）（二人付特別看護加算I）、（二付II）（二人付特別看護加算II）、（二付補）（二人付特別看護補助加算）、（三付補）（三人付特別看護補助加算）、（環境）、（重境）、（療環一）（療養病棟療養環境加算一）、（療環二）（療養病棟療養環境加算二）、（療環三）（療養病棟療養環境加算三）、（診環一）（診療所療養型病床群療養病床療養環境加算一）、（診環二）（診療所療養型病床群療養病床療養環境加算二）、（重皮潰）、（精応）又は（精医管）を記載し、特別看護加算に係る長時間加算を算定した場合は併せて（長）を、特別看護補助加算に係る長時間加算を算定した場合は併せて（長一）又は（長二）を記載すること。

なお、地域医療支援病院入院診療加算二、診療録管理体制加算又は精神科応急入院施設管理加算を算定した入院年月日と「入院年月日」の項の入院年月日が異なる場合は、当該

加算を算定した入院年月日を、重症皮膚潰瘍管理加算を算定した場合は、患者の皮膚潰瘍に係るSheaの分類を、「摘要」欄に記載し、精神科応急入院施設管理加算を算定した場合は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和五十五年法律第一二三号）第三三条の四第二項に基づく精神病院の管理者から都道府県知事に対する届出の書面の写しを添付すること。

(ウ) (略)

オ以下 (略)

(3)以下 (略)

Ⅲ 歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領 (略)

Ⅳ 調剤報酬請求書及び調剤報酬明細書に関する事項 (略)

Ⅴ その他の事項

当分の間、「保険種別1」及び「保険種別2」欄の記載について漏れがあっても、原則として審査支払機関から返戻しないものとする。また、平成15年8月31日までの間は、Ⅱの第3の2の(12)中「療養病床」とあるのは「療養病床（医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第2条第3項第5号に規定する経過的旧療養型病床群を含む。）」とする。

(参考2)

○ 入院時食事療養の新設に伴う実施上の留意事項について（平成6年8月5日 保険発第104号）

1～3 （略）

4 食堂加算

(1)及び(2) （略）

(3) 診療所療養型病床群療養病床療養環境加算1、精神療養病棟入院料等の食堂の設置が要件の1つとなっている点数を算定している場合は、食堂加算をあわせて算定することはできない。

(4) （略）

5 選択メニュー加算 （略）

6～8 （略）

○ 老人病棟等の報告について (平成10年4月20日 老健第80号)

別紙 系氏

第1表 老人病棟を有する病院の概況表

都道府県名		
区分	医療機関数	重点指導対象病棟を有する医療機関数(再掲)
① 特例許可老人病棟を有する医療機関	病院	病院
② $\frac{\text{入院定数}}{\text{入院人数}}$ 老人収容比率60%以上の老人病棟を有する医療機関	病院	病院
③ $\frac{\text{入院定数}}{\text{入院人数}}$ 特例許可老人病棟及び老人収容比率60%以上の老人病棟のいずれも有する医療機関	病院	病院
①+②+③ 合計	病院	病院

第2表 老人病棟を有する病院の状況表

都道府県	老人病棟等区分	1. 特例許可可老人病棟	2. 老人収容比率60%以上の老人病棟	3. 重点指導対象病棟 (A. 特例許可 B. 老人収容比率60%以上)
------	---------	--------------	---------------------	--------------------------------------

入院患者

入院患者

市(区)町村名	市町村コード番号	病院名	整理番号	診療報酬点数表区分	開設者
				1. 医科 2. 歯科	

1 日平均外来患者数	()
------------	-----

	一般病棟		療養病棟	結核病棟	精神病棟	合計		
	特例許可 (再掲)	老人 (再掲)				特例許可 (再掲)	老人 (再掲)	療養 (再掲)
使用許可病床数								
1日平均入院患者数								

従事者	医師	歯科医師	看護師	看護婦	准看護師	看護補助者(介護職員)	理学療法士	作業療法士	その他の従事者
常勤									
非常勤(注)									
計									

【備考】

(注) 常勤換算後の数を記入すること。